

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◆選管告示

目次

- 参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長等の選任
- 参議院議員通常選挙の投票用紙の様式、仮投票用封筒等におすべき印
- 参議院議員通常選挙における補充選挙人名簿の調製、縦覧等に関する期日、期間並びに申請の期間、方法
- 参議院鳥取県選出議員選挙における選挙公報掲載文の申請期限、掲載順序のくじを行なう日時、場所
- 参議院全国選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行なう日時、場所
- 参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名、党派別の掲示の掲載順序をきめるくじを行なう日時、場所
- 参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の開催計画
- 参議院鳥取県選出議員選挙について開催する立会演説会の演説の順序をきめるくじを行なう日時、場所

参議院鳥取県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額
参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の日時、場所
参議院議員通常選挙における選挙立会人のくじを行なう日時、場所
参議院鳥取県選出議員選挙における候補者のポスターを掲示することのできる期間、掲示の順序をきめるくじの日時、場所
選挙運動に従事する者に支給する実費弁償の最高額等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和三十七年七月一日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びに選挙長及び選挙分会長の職務代理者を、次のとおり選任した。

昭和三十七年六月七日

- | | | |
|------|---------------|-------|
| 一 職名 | 鳥取県選挙管理委員会委員長 | 福光 正義 |
| 選挙長 | 岩美郡岩美町大字牧谷三四七 | 福光正義 |

<p>備考</p> <p>1 用紙は淡紅色で、文字は黒色で印刷する。</p> <p>2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。</p>	裏	表			
		<p style="text-align: center;">参議院鳥取県選出議員選挙投票</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県</td> <td style="text-align: center;">選挙管理</td> <td style="text-align: center;">委員会印</td> </tr> </table>	鳥取県	選挙管理	委員会印
鳥取県	選挙管理	委員会印			

折目	折目	折目			
<p style="text-align: center;">参議院全国選出議員選挙投票</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県</td> <td style="text-align: center;">選挙管理</td> <td style="text-align: center;">委員会印</td> </tr> </table>	鳥取県	選挙管理	委員会印	<p style="text-align: center;">○ ちゅうい</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p style="text-align: center;">ころほしやしめい候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
鳥取県	選挙管理	委員会印			

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和三十七年七月一日執行の参議院議員通常選挙の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

<p>一 投票用紙の様式は、次のとおりとする。</p>	<p>選挙長 鳥取市東町一丁目二二三 平林鴻三</p> <p>職務代理者 岩美郡岩美町大字牧谷三四七 福光正義</p> <p>選挙分会長 鳥取市東町一丁目二二三 平林鴻三</p> <p>職務代理者 鳥取市東町一丁目二二三 平林鴻三</p> <p>二 選挙長及び選挙分会長の執務場所</p> <p style="text-align: center;">鳥取市東町二丁目一〇番地</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会事務局内</p>
-----------------------------	--

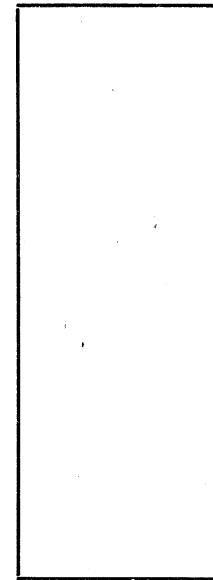
折目	折目	折目			
<p style="text-align: center;">参議院鳥取県選出議員選挙投票</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県</td> <td style="text-align: center;">選挙管理</td> <td style="text-align: center;">委員会印</td> </tr> </table>	鳥取県	選挙管理	委員会印	<p style="text-align: center;">○ ちゅうい</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p style="text-align: center;">ころほしやしめい候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
鳥取県	選挙管理	委員会印			

表

参議院全国選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会
印

裏



備考 1 用紙は白色で、文字は赤色で印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和三十七年七月一日執行の参議院議員通常選挙において調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 調製現在期日 昭和三十七年六月十一日

二 申請期間及び申請の方法

昭和三十七年六月十二日から六月十八日までの七日間に、住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間 昭和三十七年六月十九日から六月二十四日まで

四 縦覧及び異議申立期間 昭和三十七年六月二十五日から六月二十六日まで

五 異議決定期限 昭和三十七年六月二十七日

六 確定期日 昭和三十七年六月二十八日

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和三十七年七月一日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 申請期限 昭和三十七年六月十七日

二 くじを行なう日時 昭和三十七年六月十七日 午後五時十分

三 くじを行なう場所 鳥取市東町二丁目一一〇番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和三十七年七月一日執行の参議院全国選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年六月十七日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町二丁目一一〇番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和三十七年七月一日執行の参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序をきめるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年六月十九日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町二丁目一一〇番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和三十七年七月一日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の開催計画を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 一 立会演説会の方法 班別編成の方法による立会演説会とする。
- 二 候補者一人当りの演説時間 四十分以内
- 三 一回の立会演説会において演説をすることができ候補者の数 五人
- 四 立会演説会の演説順序を定める期間の区分
昭和三十七年六月十一日から六月十九日まで及び昭和三十七年六月二十日から六月二十七日までの二期間とする。
- 五 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開催日	時	開催市町村	予定会場
六月十一日	午後一時三十分	岩美町	岩美中学校
〃	〃 八時	鳥取市	日進小学校
〃	〃 一時三十分	郡家町	中央中学校
〃	〃 八時	河原町	河原小学校

六月十三日	〃 一時三十分	八東町	八東小学校
〃	〃 八時	若桜町	若桜中学校
六月十四日	〃 一時三十分	用瀬町	用瀬小学校
〃	〃 八時	智頭町	智頭小学校
六月十五日	〃 一時三十分	鳥取市	大正小学校
〃	〃 八時	気高町	浜村小学校
六月十六日	〃 一時三十分	青谷町	青谷小学校
〃	〃 八時	東郷町	桜小学校
六月十七日	〃 一時三十分	三朝町	三朝中学校
〃	〃 八時	倉吉市	三朝校舎
六月十八日	〃 一時三十分	大栄町	河北中学校
〃	〃 八時	東伯町	緑ヶ丘中学校
六月十九日	〃 一時三十分	赤碕町	浦安公会堂
〃	〃 八時	名和町	赤碕中学校
六月二十日	〃 一時三十分	大山町	大山第二中学校
〃	〃 八時	淀江町	淀江小学校
六月二十一日	〃 一時三十分	米子市	大篠津小学校
〃	〃 八時	境港市	境小学校

六月二十二日	〃 一時三十分	西伯町	中央集会所
〃	〃 八時	米子市	明道小学校
六月二十三日	〃 一時三十分	日南町	生山公会堂
〃	〃 八時	日野町	根雨公会堂
六月二十四日	〃 一時三十分	江府町	江尾小学校
〃	〃 八時	溝口町	溝口小学校
六月二十五日	〃 一時三十分	岸本町	岸本中学校
〃	〃 八時	米子市	米子市公会堂
六月二十六日	〃 一時三十分	関金町	鴨川中学校
〃	〃 八時	倉吉市	成徳小学校
六月二十七日	〃 一時三十分	国府町	谷小学校
〃	〃 八時	鳥取市	遷喬小学校

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号
 昭和三十七年七月一日執行の参議院鳥取県選出議員選挙について開催する立会演説会の演説の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年六月八日 午後五時十分
 二場所 鳥取市東町二丁目一〇番地
 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号
 昭和三十七年七月一日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額を、次のとおり定める。
 昭和三十七年六月七日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
 候補者一人につき 二百七十万三千四百円

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号
 昭和三十七年七月一日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日
鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 選挙会

- 1 日時 昭和三十七年七月五日 午後一時
 - 2 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 二 選挙分会
- 1 日時 昭和三十七年七月五日 午後一時三十分
 - 2 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和三十七年七月一日執行の参議院議員通常選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ並びに同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 地方区

- 1 日時 昭和三十七年六月二十九日 午前十一時
- 2 場所 鳥取市東町二丁目一〇番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

二 全国区

- 1 日時 昭和三十七年六月二十九日 午前十一時十分
- 2 場所 鳥取市東町二丁目一〇番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和三十七年七月一日執行の参議院鳥取県選出議員選挙において候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期間並びにポスター掲示の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 ポスターを掲示することができる期間

昭和三十七年六月八日から昭和三十七年七月一日まで

二 掲示の順序をきめるくじ

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十七条

の二第一項及び第三項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を、次のように定める。

昭和三十七年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

選挙運動従事者及び労務者に対し支給する

実費弁償の最高額及び報酬の最高額

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる

きる実費弁償の額

- (い) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額
- (ろ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等(鉄道連絡船にあつては一等又は二等運賃等)の額
- (は) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
- (に) 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一夜につき 一千五百円
- (ほ) 弁当料 一食につき百五十円、一日につき四百五十円
- (へ) 茶菓料 一日につき五十円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- (い) 基本日額 七百元
- (ろ) 超過勤務手当 一日につき右の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

(い) 鉄道賃、船賃及び車賃第一号(い)、(ろ)及び(は)に掲げる額

(ろ) 宿泊料(食事料を含まない。)一夜につき
一千二百円

四 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)

一人に対し支給することができる報酬の額
一日につき 七百元

附 則

1 この告示は、昭和三十七年六月七日から施行する。

2 昭和三十年二月鳥取県選挙管理委員会告示第十二号は、廃止する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市東町一丁目
[定価 部月極 二五〇円(配達料共)]